

平成29年度 国立大学法人山梨大学 年度計画

【平成29年3月31日 文部科学大臣届出】

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】学部、大学院の教育を通じ、本学の理念である異分野の柔軟な融合の基礎をなす教養教育を体系的に実施するため、全学共通教育科目及び専門科目の更なる改善を進める。

- ・【1-1】前年度に決定した全学共通教育科目と専門科目の系統性や体系性を検証する仕組みに基づき、全学共通教育委員会において、専門教育を進める上で教養教育が有効に機能しているかを検証する作業（アンケートの実施と意見の集約）を進める。教員から出された意見をもとに、改善策を検討しカリキュラムの見直しを進める。

【2】多様な価値観を尊重する姿勢を涵養するため、全学共通科目において平成30年度までに段階的に協同学習等を導入する。

- ・【2-1】全学共通教育科目に協同学習を導入している科目の割合や既に導入済みの授業における導入回数が前年度よりも増加させるため、各種委員会等を通して授業担当者に周知、徹底する。

【3】学習環境の整備や様々な内容・形態のFD（Faculty Development：教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組）研修を充実させることにより、語学科目及び学部専門基礎科目を中心に反転授業やアクティブラーニングの導入授業数を段階的に増加させ、在学中に自ら学べる自律的な学習者を育成する。また、学生の主体的・自律的な学習に関する評価方法を平成30年度までに開発し、運用する。

- ・【3-1】FD受講者数の増加を図るため、年度テーマの設定、オンライン受講の試行を行い、全学FD研修会のあり方を見直す。
- ・【3-2】主体的な学習者の育成状況を把握するためにJUES（学習経験調査）に継続的に参加する。
- ・【3-3】初年次教育におけるアクティブラーニングの具体的な導入科目を定め、平成30年度開講科目に反映する。
- ・【3-4】大学教育センターを中心に主体的・自律的な学習の評価方法の開発を継続し、平成30年度から活用できるように準備する。

【4】課題解決能力を身につけられるように、すでに各学部の専門科目として展開されている問題解決型学習（Project Based Learning）に対応した必修科目を平成30年度までに整備する。

- ・【4-1】必修PBL科目の教育内容・教育方法・評価方法を各教育プログラムで検討し、平成30年度から導入する新カリキュラムに反映するよう全学的に整備を進める。

【5】地域社会・産業界等の要請も踏まえ、各学部で学生が身につけるべき能力（competency）を具体化し、これに合わせて各学部の学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れの3方針を見直す。また、それと並行して各科目をナンバリングし、様々な教学関連データの収集・分析から学生の能力獲得状況を評価する方法を開発するなど、教育の内部質保証のしくみを平成31年度までに構築する。

- ・【5-1】ステークホルダーミーティングの場を活用し、地域社会・産業界が本学卒業生に求める

能力等の調査を継続する。

- ・【5-2】前年度に策定したディプロマ・ポリシーに則した初年次教育科目を設計する。
- ・【5-3】JUES（学習経験調査）の結果と学生の成績の関連性を調べるなど、大学教育センターの教学IR部門の活動を強化し、各教育プログラムにおける教学関連データ活用を促進する。
- ・【5-4】平成30年度からの新カリキュラムの実施に備え、ディプロマ・ポリシーに規定されるコンピテンシーの具体的な評価方法を大学教育センターの支援の下、教育企画委員会を中心に策定する。

【6】教育学部においては、全教員が学校現場での体験を行い実践的指導力やアクティブラーニング等を展開できる資質・能力を高めるとともに、喫緊の教育課題に対応するためのカリキュラム改革を進める。これらを通して、小・中学校9年間の義務教育を俯瞰できる教員や特別支援教育に精通した教員の養成に取り組み、山梨県における小学校教員養成の占有率35%を確保する。

- ・【6-1】教育学部教員の県内教育への関与の現状を把握し、教員育成の連携を促進するために、附属教育実践総合センターのウェブページ内に、山梨県内の教育に対する教員の関与を報告するシステム（モデル）である「教員育成支援状況報告システム（仮称）」を構築する。
- ・【6-2】附属小学校における教育実習については、大学教員の教科を越えての参画を充実させる方策、附属中学校については、教員・学生の参加人数の教科によるばらつきを解消する方策を教育実習検討委員会を中心に検討・立案する。
- ・【6-3】教育実習や、アクティブラーニング等を含む新学習指導要領をテーマとするFD研修会を教育学部FD委員会を中心に実施する。
- ・【6-4】授業臨床部会運営委員会および教務委員会において、新学習指導要領に準拠した免許法改正への対応や、教職課程認定に向けたカリキュラム改革の具体的な検討を進める。

【7】様々なキャリアパスに対応できる教育環境を整備するため、大学院修了者の備えるべき能力を具体化し、学修過程及び成果を可視化することを通して評価する。それをもとにカリキュラムや教育方法を整備し、その評価を全学で厳格に行い大学院教育を実質化する。また、既存の長期履修制度や期間短縮制度の利用促進、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）を活用した教育の充実等により、社会人の学び直し機能を強化する。

- ・【7-1】大学院の各専攻及び各コースのアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを制定し、公開する。
- ・【7-2】大学教育センター教育ICT部門とFD部門が連携してオンデマンド授業配信システムやラーニングシステムの利用講習会を各1回以上開催し、大学院教育における教育ICTシステム活用を支援する。

【8】平成28年度に「発生工学技術開発・実践」、「流域環境科学」、「先端脳科学」の大学院特別教育プログラムを開設する。また、平成29年度で終了する博士課程教育リーディングプログラム等の後継プログラムを平成30年度に開設するとともに、他大学との連携による共同学位プログラムを構築して大学院教育を充実する。これらを通じて融合研究成果の迅速な社会還元と新たな融合研究の創出につなげ、地方創生に貢献できる人材を育成する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【8-1】平成28年度に開設した3つの大学院特別教育プログラムを継続し、前年度の自己評価結果に基づいた改善事項を踏まえ策定した、新たな計画に沿ったプログラムの展開内容についてプログラムアドバイザーが指導・助言を行うとともに、大学院教育マネジメント室とも連携したマネジメントによる情報の共有と蓄積を図る。
- ・【8-2】博士課程リーディングプログラム「グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム」は平成30年度博士課程改組計画において「工学専攻エネルギー物質科学コース」の中に位

置づけ、関連する物質科学系教員配置及びカリキュラムの整備を行うとともに、卓越大学院の申請に向けて実施案を策定する。

【9】「特別教育プログラム」の成果を評価し、各プログラムの改善点や存廃等について継続的に検討を行う教育(プログラム)評価マネジメントシステムを平成31年度までに構築する。
(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【9-1】大学院教育マネジメント室を中心に、平成28年度に開設した大学院特別教育プログラムの内部評価を行う。また、研究と教育を一体化させるサイクルを構築するため検討を加速させる。具体的には、日常的に各プログラム研究室の視察、研究担当者との継続的な意見交換を行うことにより、教育へと展開するための研究指導の在り方についての蓄積を行い、早期のマネジメントシステムの構築へとつなげていく。

【10】教職大学院における実習校の充実や修了生のフォローアップ等を山梨県教育委員会との連携・協力により行い、現職教員のスクールリーダーとしての力量を一層高めるとともに、現職教員を除く修了者の教員就職率100%を確保する。

- ・【10-1】教職大学院の教育内容等の充実を図るため、学部生を対象とする教職大学院の認知・進学希望に関する調査及び大学院生を対象とする講義・実習内容等に関する調査を実施するとともに、修了生へのアンケート調査及び連携協力校による教職大学院の評価を継続する。
- ・【10-2】山梨県教育委員会との連携・協力のもと、学生(現職教員)数及び教育内容等の検討を行うなど、教職大学院を拡充する大学院改組に向けた準備を進める。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【11】教学関係各種委員会の役割及び構成の見直しを行い、全学的なマネジメント体制を強化する。

- ・【11-1】教育国際化推進機構長のもとに、新たな組織体制として一元化された教学関係各センター及び各種委員会の運用を開始するとともに、機能的なマネジメントのために各所属教員及び委員の役割等についてその運用を行っていく過程を通じ、共通認識を図っていく。

【12】多様性や実践性を伴う教養教育を充実するため、山梨県内外の大学及び官公庁・企業等の参画を得て、問題の多角的な検証や具体的なケースへの理論の適用等について学ぶことができる授業を教養教育センターが中心となって拡充する。

- ・【12-1】学生に実践的学習の機会を提供するため、全学共通教育科目において外部の講師を招いた授業科目数の増加させる。
- ・【12-2】学生に多様な学習の機会を提供するため、教養教育センター講座の開催を継続し、従来の人文・社会科学領域にとどまらず、新たに自然科学などの内容を含めるなど、講座内容の多様化を図る。

【13】本学のこれまでの反転授業やOPPA(One Page Portfolio Assessment: 1枚ポートフォリオ評価)の実績に基づき、大学における教育方法の研究・開発を進めるため、大学教育センターを平成31年度までに発展的に改組する。その成果は学内だけでなく、他の高等教育機関にも還元する。

- ・【13-1】前年度の検討結果をもとに、大学教育センターを中心に、コンピテンシーの達成度評価方法、OPPAの大学教育への導入方法、eポートフォリオの活用方法など、教育方法の研究・開発を推進し、その結果を大学教育研究フォーラムなどで発表し、他の高等教育機関関係者にも広く還元する。

【14】アクティブラーニングの実施や成績評価の厳格化など、実践的な課題に関する全学的なFDを強化し、FDに参加した教員にポイントを付与して参加状況を可視化するなど、教員の参加を促す制度を平成30年度までに整備する。

- ・【14-1】教員のFD参加を促すために、実践的な課題に関する全学FD研修会を年2回実施することに加え、FDポイント制度を導入することで教員のFD参加状況を可視化する。また、全学FD研修会の動画を活用したオンラインFD参加コースや、東京大学のインタラクティブ／ティーチングの動画を活用したオンラインFDコースを設け、オンラインFDを試行する。

【15】特色ある教育を開発・推進した教職員等、教育の成果に特化した教員やグループに対する表彰制度（仮称:Best Teaching Award）を平成30年度までに整備する。

- ・【15-1】前年度に作成した「Best Teaching Award（仮称）表彰規程」の原案をもとに、同規程を制定する。また、教学担当理事を選考委員長とする選考委員会を立ち上げて、同規程に沿った第1回の選考を行うなど、表彰制度の整備を進める。

【16】学生も含んだFD委員会、学外の学識経験者を含む教育評価委員会等、本学のステークホルダーが教育改善に参加するしくみを平成31年度までに構築する。

- ・【16-1】学生及び学外の学識経験者を含むステークホルダーミーティングを実施し、平成28年度に策定した3ポリシーに対応した新カリキュラムの検証を行う。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【17】経済的に困窮している学生を支援し、国内外の優秀な学生を確保するため、入学料・授業料免除、奨学金及び奨励金等による経済的支援を充実させる。

- ・【17-1】経済的理由や東日本大震災により学費の納入が困難となった学生に対し、引き続き入学料・授業料免除、奨学金及び奨励金による経済的支援を行うとともに、新たな給付型奨学金制度を整備する。
- ・【17-2】学生生活への支援に資するため「学生生活実態調査」に係る調査方法・調査項目等の検討を行い、平成30年度実施に向けた準備を開始する。

【18】障がいのある学生、メンタルサポートの必要な学生の個別のニーズに応じた対応事例を蓄積し、それをもとにした研修等を通じて教職員の支援スキルの向上を図るなど、多様な学生に対する支援機能を強化する。

- ・【18-1】障がいのある学生の個別のニーズに応じた対応事例の蓄積を開始するとともに、教職員の支援スキルの向上に役立つ研修会を実施する。また、前年度の試行的運用を踏まえ、学生サポーター制度の基本的設計等を検討する。
- ・【18-2】メンタルサポートの必要な学生の対応事例の蓄積をデータベース化する。また、同時に蓄積した対応事例について、1症例ごとにメンタル問題発症の要因を心理・社会的要因、素因、身体疾患の合併の有無、および発達過程の諸問題のサブカテゴリーごとに分類するなど、分析を開始する。

【19】学生ポートフォリオを活用した成績不振者への修学指導、ラーニングコモンズ・フィロスやeラーニング等を活用した授業支援（リメディアル教育を含む）に引き続き取り組み、学生サポーター制度等も導入した全学的な修学支援体制を平成31年度までに構築する。

- ・【19-1】前年度の検討結果をもとに、eラーニング教材・テストを活用したリメディアル教育の具体的な活用方法をFD研修会やホームページ等を通じて広く学内に広報し、普及活動を

推進する。

- ・【19-2】前年度実施した修学指導対象学生選定基準を参考に、修学指導への学生ポートフォリオの活用を試行する。
- ・【19-3】前年度実施した調査を参考に、本学における学生サポーター制度のあり方を検討する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【20】入学者選抜方法研究委員会等による検討結果を踏まえた新たな推薦入試・AO入試を実施する。また、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入に向けて一般入試における評価・判定方法のあり方を検討し、これらを踏まえて、平成30年度までにアドミッション・ポリシーを改訂する。

- ・【20-1】アドミッションセンターと各学部とで連携し、アドミッションポリシーの改訂を進めるとともに、入学者選抜につながる高校生向けのプログラムを部分的に試行し、その結果を踏まえ同プログラムを活用する新入試の実施方法を検討する。

【21】教育国際化推進機構の下にアドミッション・オフィス（仮称）を新設し、大学教育、教養教育、国際交流の各センターと連携して選抜方法の研究、選抜に関わる教職員のトレーニングプログラムの開発及び高大連携の促進に取り組む。

- ・【21-1】入学直後に全新生を対象にプレースメントテストを実施し、さらにその結果に応じて1年前期中に入学後オンライン教育を課し、その成果を確認するためのプレースメントテスト・到達度テストを実施する。また、次年度以降のテスト・教材の活用方法について検討を行う。
- ・【21-2】入学者選抜に関わるトレーニングプログラム開発につなげるため、アドミッションセンターの企画により、テーマ別の講習会を2回以上実施する。
- ・【21-3】本学の教育研究活動や入試制度の疑問に答えるために、webを活用した双方向の相談を試行する。

【22】高等学校教育課程における学力の3要素（①基礎的・基本的な知識・技能、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③主体的に学習に取り組む態度）を育成するための学習・指導方法の改善及び評価方法の開発を支援することにより、本学への進学が見込まれる山梨県内外の高等学校との連携を深める。

- ・【22-1】アドミッションセンター主催の県教育委員会・県内高校との高大接続のための公開研究会を定期的に（年6回）開催するとともに、研究会の成果を入学者選抜の見直しへ適応する方法を検討する。また、入学前教育の改善策をアドミッションセンターと各学部とで策定し、試行する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【23】本学の強みであるクリーンエネルギー研究、発生工学技術開発研究、先端脳科学研究、流域環境科学研究の4つの融合研究プロジェクトに対して、引き続き重点的に支援して国内外の研究機関との共同研究を推進するとともに、その成果を世界に発信し、国際的な研究水準の拠点形成を形成する。また、本学の伝統を踏まえ、特色を活かした研究であるワイン科学、微生物バイオテクノロジー、発酵化学等の研究を推進するとともに、給付型奨学金等を行う大村智記念基金事業を平成28年度から開始し、その活用を通して優秀な人材を集積して国際的な研究水準の拠点形成を目指す。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【23-1】研究推進・社会連携機構及び研究マネジメント室で、学内プロジェクトの予算を確保し、各プロジェクトの進捗管理や成果報告会の開催により、引き続き研究プロジェクトの推進

を図る。また、クリーンエネルギー研究、発生工学技術開発研究、先端脳科学研究、流域環境科学研究の4つの融合研究プロジェクト及びワイン科学、微生物バイオテクノロジー、発酵化学等の研究に対し、外部資金の獲得支援等を行う。

【24】融合研究で得られた成果に基づいた「特別教育プログラム」を大学院教育において展開し、新たな研究人材を育成するなど、研究と教育を一体化させるサイクルを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【24-1】研究マネジメント室と大学院教育マネジメント室とで協働し、融合研究により得られた成果および融合研究の効果的な創出方法を抽出して、大学院特別教育プログラム教育に展開するための検討を開始する。そのために、平成29年9月までに両室メンバーを中心としたワーキンググループを設置し、両室の協働を加速させる。

【25】「ヒトの発達過程（教育、医）やそれに影響を与える環境条件（工、生命環境）」などに焦点を当てた、分野横断的で新たな質や価値を生み出す融合プロジェクトを、平成28年度中に3つ以上開始し、重点的に支援する。これにより、平成30年度までに融合研究に係る学会発表数を平成26年度に対し20%以上増加させる。それらの成果をもとに、融合プロジェクトの中から本学の強みとなる国際的な研究水準の複数の拠点形成を目指す。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【25-1】平成28年度から3年計画のプロジェクトとして開始した「分野横断的融合研究プロジェクト」の「ヒトの発達」、「学びの発達」、「地域の発達」の3つの融合研究課題について、重点的に支援を行い、引き続き研究マネジメント室を中心にその進捗管理や評価を行う。また、URA室の機能を拡充し、新たな融合研究プロジェクトを推進する機能を統合した「研究推進アドミニストレーションセンター（仮称）」を設置する。

【26】次世代の融合研究を育む萌芽的研究を公募し、学長のリーダーシップの下に平成30年度までに20件以上の戦略的な支援を行い、これをシーズに平成31年度以降に新たな融合研究プロジェクトを立ち上げる。

- ・【26-1】研究マネジメント室において、平成29年5月までに「萌芽的融合研究プロジェクト」10課題程度を選出し支援を行う。また、前年度に採択した11課題にかかる研究成果の分析を進め、将来的に新たな融合研究プロジェクトのシーズを発掘できるよう検討を開始する。

【27】地場産業振興に直結したクリスタル（結晶材料）科学、ワイン科学や山梨県健康増進計画に基づく健康長寿社会構築に貢献する研究等、地域の要請に応える研究分野を継続的に進展させる。

- ・【27-1】地場産業振興に直結した研究や山梨県との連携を重視した研究を推進する「地域振興研究プロジェクト」について、平成29年5月までに10課題程度を選出し支援を行う。また、前年度に採択した11課題にかかる研究成果の分析を進め、地域の要請に応える研究分野を進展させるための検討を進める。

【28】山梨県との連携の下、燃料電池、地熱、地中熱利用等のクリーンエネルギー基盤技術、安全な食物生産、地域防災及び学校教育に関する研究を推進し、またそれらの共通基盤技術となる情報解析に関する研究を展開し、その成果を地域に還元する。

- ・【28-1】地場産業振興に直結した研究や山梨県との連携を重視した研究を推進する「地域振興研究プロジェクト」について、平成29年5月までに10課題程度を選出して支援を行うとともに、前年度に採択した11課題にかかる研究成果の分析を進め、地域の発展に資する研究の進展を目指し検討を開始する。

【29】地域活性化につながる可能性のある新たな研究課題を公募し、平成30年度までに20件以上の支援を行い、その成果をもとに地域連携事業を展開する。

- ・【29-1】研究マネジメント室において、地域活性化につながる可能性のある「地域連携事業支援プロジェクト」として前年度に選出した10件に対し支援を行う。また、「オール山梨・食のブランド化と美しい里づくりネットワーク」を介して地域の課題を収集し、その課題を研究テーマとする「地方創生支援教育研究プロジェクト」を公募して、10課題程度を支援するとともに、成果報告会を開催するなどして研究成果を地域に発信する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【30】IR (Institutional Research : 経営戦略の立案のためのデータの収集・分析等) 機能を強化し、大学院総合研究部において、客観的指標に基づき戦略的な研究費の配分や教員人事を行う。特に、任期制と業績評価を活用したキャリアパスの構築等により、優秀な若手研究者の積極的雇用を進める。

- ・【30-1】IR室において本学に関する諸情報の収集を進めるとともに、URA室をはじめとする学内関係部署との協働により、執行部への情報提供や学内向けの情報発信を継続する。また、IR室員に対する能力開発研修会の開催や他大学等学外機関の情報収集を推進し、IR機能強化に向けた取組を進める。
- ・【30-2】優秀な若手研究者の雇用に向け戦略的な教員配置を行うため、新たなポイント制の導入に向けて具体的検討を進める。また、重点分野には、卓越研究員等の各種補助金やデニユアトラック制度などを活用して、将来承継職員としての雇用を予定するポストへの若手研究者の採用を積極的に行う。

【31】融合研究プロジェクト等の企画や研究力分析等を行う研究マネジメント本部（仮称）を平成28年度までに設置し、一元的に研究支援や成果の活用促進を行うとともに、URA (University Research Administrator : 研究マネジメント人材 (2名)) を4名に増員するなど、高度な専門性を有する研究支援人材の配置を拡充する。

- ・【31-1】URA室においてURAを1名増員して4名体制とし、研究者の研究活動以外の業務負担を軽減する。また、URA室の機能を拡充し、新たな融合研究プロジェクトを推進する機能を統合した「研究推進アドミニストレーションセンター（仮称）」を設置し、さらなる研究支援体制の拡充を図る。

【32】異分野の研究者の交流を活発にし、新たな研究領域が創造できるようファカルティスペースを平成29年度までに確保する。

- ・【32-1】研究マネジメント室と施設マネジメント委員会とで連携を図りつつ、ファカルティスペースを確保し、異分野の研究者が活発に交流できるようスペースの運用方針を策定する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【33】産官学連携のもとに地域社会、地域産業の課題解決に取り組むとともに、戦略的かつ総合的な研究成果の社会還元が推進できるよう、社会連携・研究支援機構における自治体、企業や各種団体との連携協議の場を充実・強化し、その場において、産官学連携を推進するための体制を継続的に検証し、見直す。これらの取組を通じ、平成30年度までに地域との共同研究・技術指導の実施件数を平成26年度に対し30%以上増加させる。

- ・【33-1】地域の自治体等との連携協定の新たな締結に取り組み、自治体等との連携協議の場を充実・強化を図るとともに、産官学連携を推進するための体制を継続的に検証する。これらの取組を通じ、地域との共同研究・学術指導の実施件数を平成26年度38件に対し30%以

上（50件以上）に増加させる。

【34】水素・燃料電池関連の研究成果を実用化するため、学外者を含む協議会において情報を共有し、水素・燃料電池技術支援室を拠点に技術移転を促進するなど、山梨県・県内自治体、産業界等と連携した産官学共同研究活動や特許のライセンス活動を推進する。

- ・【34-1】山梨県の委託を受け、「燃料電池関連製品開発人材養成講座」を前年度の実施内容を精査して、開設する。また、本学の研究成果と県内企業の技術力を生かし、燃料電池関連製品を試作し、展示会に出展する。これらの取組みを、やまなし水素・燃料電池ネットワーク協議会を通して活性化させ、県内企業の水素・燃料電池関連産業の集積を推進する。

【35】地域のニーズに対応した社会人の再教育を推進する。特に、第2期に開始した「高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム（ワイン・フロンティアリーダー養成プログラム）」（実施期間平成26～28年度）による社会人再教育を継続し、同プログラム終了後（平成29年度以降）も毎年度5名程度ワイン・フロンティアリーダーを養成する。

- ・【35-1】県内中小企業等が医療機器産業へ参入するための設計開発技術者の採用・育成に取り組みやすい環境を整備するため、山梨県と連携して「医療機器設計開発人材養成講座」による社会人の再教育を継続して推進する。
- ・【35-2】山梨県と連携して、県内企業などが、燃料電池関連の製品開発に参入する支援として「燃料電池関連製品開発人材養成講座」を開講し、社会人の技術力向上に向けて引き続き育成を促進する。
- ・【35-3】山梨県及び山梨県ワイン酒造組合と連携して、「ワイン・フロンティアリーダー養成プログラム」による社会人再教育を学内資金にて実施し、引き続きワイン・フロンティアリーダーを養成する。

【36】「地域のための大学」として、全学的な教育カリキュラム・教育組織の改革を行い学生の地域に関する知識・理解を深めるとともに、地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）の効果的なマッチングによる地域の課題解決、さらには地域社会と大学が協働して課題を共有し、それを踏まえた地域振興策の立案・実施まで視野に入れた取組を進める。

- ・【36-1】学生に地域に関する知識、理解を深めさせるため、地域志向型教育カリキュラム「地域課題解決人材育成プログラム」のうち地域志向型共通教育科目を40科目以上開講するとともに、同科目を延べ1,200人以上に履修させる。
- ・【36-2】地域の課題を研究テーマとする「地方創生支援教育研究プロジェクト」を実施し、同プロジェクト採択に際しては地域自治体、企業等との共同研究を重視するとともに、その成果を成果報告会を通じて広く地域に発信する。
- ・【36-3】「地域課題解決人材育成プログラム」の1つである地域課題解決科目を10科目開講するとともに、同科目では、学生、教員が地域をフィールドとして課題把握とその解決の提案を地域に対して行う。

【37】山梨県教育委員会等との連携により、地域の小・中学校等における研修会に組織的に参画するなど、現職教員の教師力向上に寄与する。

- ・【37-1】前年度締結した「山梨県教育委員会と山梨大学との連携協力に関する覚書」をもとに、現職教員の教師力向上を目的として、教員研修等、本学が主体となって行う取組の検討を進める。
- ・【37-2】山梨県教育委員会により設置される予定の「教員育成協議会（仮称）」に積極的に参画

し、教員育成指標の作成等における本学としての役割と課題を具体的に検討する。

- ・【37-3】山梨県教育委員会等との連携及び附属学校園との協働を強化するため、教育学部附属教育実践総合センターの組織を改編する。

【38】地域貢献事業として、地域向けの公開講座及びセミナー、出前講義、講演、高大連携講演を継続して実施する。また、学生による大学紹介等の学内向けエリア放送の内容充実と地域への拡大、地域未来創造センターのホームページにおける地域志向型教育研究プロジェクトの紹介等、地域への積極的な情報発信に取り組む。

- ・【38-1】連続市民講座、県民コミュニティーカレッジ、市民開放授業の開講・実施を通じ、地域の生涯学習に貢献する。また、地域高等学校を対象に出前講義を行うとともに、SSH採択校への教員派遣を行い、当該校の学習への支援を行う。
- ・【38-2】エリア放送を学内防災時緊急放送として活用するなど、使途の拡大を図るとともに、大学紹介コンテンツの受信地域拡大を進める。
- ・【38-3】地域未来創造センターホームページ及び大学ホームページにより、地域志向型（地方創生支援）教育研究プロジェクトの紹介など、地域貢献事業の取組みに関する全般について、情報発信する。

【39】県内全大学と横浜市立大学、県内自治体や企業等の協働を取りまとめ、「ツーリズム」「ものづくり」等4分野における単位互換による実践的なカリキュラムやインターンシップの実施、新規事業化の支援、就職マッチングの強化等により、地域の雇用創出や学卒者の地元定着の向上に取り組む。

- ・【39-1】事業協働機関と連携して、単位互換による「やまなし未来創造教育プログラム」を、コース履修登録者170人を目標に実施する。また、地域の企業等とも連携して、就職マッチングに向けた県内インターンシップ(履修者目標165人)を進めるとともに、雇用の創出事業に取り組む。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【40】早期キャリア教育の一環として、全学部を対象に、専門分野に合わせた海外インターンシッププログラムを平成29年度までに開設する。

- ・【40-1】平成28年度に実施した海外インターンシッププログラム参加学生のアンケート調査結果等をもとに、学習アドバイザーやフィロスの活用方法など事前教育内容等の見直しを図る。

【41】大学院修士課程工学専攻において、海外大学とのダブル・ディグリーまたはジョイント・ディグリープログラムを平成30年度までに開始する。

- ・【41-1】先行開始した西南交通大学交通運輸学院（中国）と大学院工学専攻土木環境コース（修士課程）との修士ダブル・ディグリープログラムの課題整理結果を踏まえ、他コースでの実施に向け、学生受け入れ体制の整備を進める。

【42】留学生OBネットワークを平成30年度までに整備して、入試広報及びIR活動に活用することにより、優秀な留学生を確保するとともに、平成33年度までに留学生受入数を平成27年度に対し20%以上増加させ、国際的な共同研究を促進する。

- ・【42-1】山梨大学工業会OBデータベースシステムを利用したOB会の運用を開始するとともに、優秀な留学生の確保に向けた入試広報活動を展開するため、前年度に引き続き、マレーシアで進学説明会を開催する。また、西南交通大学と日本語・日本文化研修生受入れの課題整理に基づき、教育内容等の見直しを進める。

【43】留学生と日本人学生と一緒に生活する混住寮の交流スペースを平成29年度までに整備するほか、グローバル共創学習スペースでのサポート内容をさらに充実させ、平成33年度までに利用者数を平成27年度に対し10%増加させる。

- ・【43-1】前年度に整備した混住寮の更なる有効活用方法の検討を進めるほか、グローバル共創学習スペースでのサポートについて、英語学習、海外留学及び留学生と日本人学生の交流を促すイベントを定期的開催するなど、実施内容等をさらに充実させ、利用者数を平成28年度より5%増加させる。

【44】協定校との連携を強化し、平成33年度までに海外派遣学生数を平成27年度に対し20%以上増加させるとともに、グローバル・パートナーシップの形成などを通して海外の研究者及び学生を短期間に受け入れ、本学の学生に海外の研究者や学生と協同して問題解決に取り組む機会を提供する。これらの取組を通じ、本学の強みとする融合研究分野を中心に最先端の共同研究を促進する。

- ・【44-1】トビタテ留学JAPANやさくらサイエンスプランをはじめ、学生派遣及び受け入れに関する各種支援金申請のサポート体制を強化するとともに、本学の学生に海外の研究者や学生と協同して問題解決に取り組む機会を増やすため、学生短期訪問受け入れに関する制度を整備する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【45】山梨県地域保健医療計画や地域医療構想の策定に参画し、がん疾患、周産期医療、災害医療等の地域医療の課題の解決に、拠点病院として県や県内医療機関と連携して取り組む。

- ・【45-1】診療科横断型の「診療機能別センター」として平成28年度に設置したリウマチ膠原病センター及び平成29年度に設置するアレルギーセンターについて、活動状況を調査し、設置の効果を検証する。また、山梨県地域保健医療計画の策定に参画し、本学の位置づけを明確にするるとともに、地域医療における課題を院内で共有し、本学での対応策等を検討する。

【46】学部教育では学生の臨床実習時間数の増加など診療参加型臨床実習の更なる改善・充実を図り、卒後の初期研修につながる一貫した知識と技術を学ばせるなど、学部と附属病院が連携した高度医療人養成のためのプログラムの見直しを行い、実践する。また、研修会の実施を通じ、がん診療専門医、産科医、助産師、肝疾患コーディネーターなどの多様な医療人養成を推進する。

- ・【46-1】「世界医学教育連盟(WFME)グローバルスタンダードに準拠した医学教育分野別評価基準日本版」に沿って、医学科2年次カリキュラムを見直す。また、卒業時の臨床能力(臨床研修開始時に必要な臨床能力)を検証するためのAdvanced OSCE(客観的臨床能力試験)を試行する。

【47】平成31年度までに、新病院でのハイブリッド手術室や術中MRI、ロボット手術を用いた高度な手術件数を平成28年度に対し10%増加させるとともに、診療科横断型の診療機能別センターを順次整備する。

- ・【47-1】ハイブリッド・MRI手術室運用検討WGの検討結果をもとに、同手術室の運用方針及び運用方法を策定するとともに、運用を開始し高度な手術件数を平成28年度に対し2%増加させる。

【48】平成29年度までに臨床研究支援部門を整備し、同部門を中心に臨床研究の企画業務、

CRC (Clinical Research Coordinator : 臨床研究コーディネーター) 業務、品質管理業務などの研究支援を行い、先進医療等に関する研究を含め新規臨床研究実施件数を平成28年度に対し10%増加させる。

- ・【48-1】臨床研究の品質管理の向上のため、常勤のデータマネジャー、SE業務ができる人材を確保するなど、研究のデータマネジメントを支援するデータセンターの体制を整備し、多施設共同の臨床研究について3件以上の支援を行う。また、統計担当者の連携の構築、品質管理についての研究者教育体制を併せて整備する。

【49】診療科横断型の診療機能別センターを整備し、不足している外来診療スペースを拡大するため、国の財政支援による附属病院再開発整備に合わせ、自己財源で外来棟を増築する。

- ・【49-1】診療科横断型の「診療機能別センター」として、平成28年度に設置したりウマチ膠原病センター及び平成29年度に設置するアレルギーセンターの規模及び配置場所等を含めた外来棟改修計画の策定を進める。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【50】附属学校園における教育の特色づくりを推進するために、教科の連続性や教科担任制及び学校段階の接続を考慮したカリキュラムづくりなどを進める。また、附属学校園での実践研究の成果をもとに、教員養成カリキュラムにおける新たな科目の開設や既存科目のシラバスの見直し、教育学部及び教育学研究科等における教育実践に関する研究をさらに進める。

- ・【50-1】教育学部と附属学校園の共同研究を試行的に立ち上げ、共同研究を実際を進めていく上で、組織的に必要とされる支援策や、支援体制の在り方等について検討し、共同研究支援・推進体制の基本方針を策定する。
- ・【50-2】平成30年度以降に取り組む研究テーマと研究体制を確定し、共同研究を実施・推進していくための年次計画を策定する。

【51】教育学部及び附属学校園の共同による教育実践研究等推進のための組織を平成30年度までに整備し、教員間の相互交流、研究活動の質的向上に取り組む。その成果を山梨県教育委員会等との協働によるスキルアップ講座の実施等を通して地域等に還元する。

- ・【51-1】教育学部と附属学校園との教育・研究面の協働を進める組織として「教員養成・教育実践研究協議会」を正式に立ち上げ、協議会の活動形態、共同研究等の推進体制・推進方法について、基本方針を策定する。
- ・【51-2】教育学部教員が行っている地域教育支援活動と、附属学校で展開している地域教育支援活動の現状を調査し、スキルアップ講座の具体化に向けた基本情報を整理する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【52】学長のリーダーシップによる大学改革を主体的・自律的に推進するため、平成26年10月に設置した大学院総合研究部（全教員から成る教員組織）における検討を経て、全学的視点から教育研究組織の見直しや学内資源の再配分等を重点的に進めるとともに、戦略的な人員配置を行い、本学の強みを活かした教育、研究、社会貢献の機能を強化する。

- ・【52-1】学長リーダーシップの下、第三期中期目標・中期計画を確実に達成するため、戦略的分野に重点的に配分する予算を引き続き確保する。特に、戦略的・機動的な経費である大学高度化推進経費（学長裁量経費）の有効活用により機能強化を図る。また、各学域の裁量

による戦略的・機動的な予算の組み替えができるように一部の経費を除き大括り予算として配分する。

- ・【52-2】教員定数及び人件費の管理を効果的に進めるとともに資源の有効活用に資するため、新たなポイント制を策定し、平成30年度導入実施に向けて具体的検討を進める。

【53】平成28年度に学外者の意見広聴システムを構築し、平成31年度に経営協議会外部委員の提案の検証結果等を踏まえた運営システムを完成する。

- ・【53-1】前年度に構築した学外有識者からの意見広聴システム等を活性化するため、大学の動向などを積極的に発信する。また、学外者からの意見等を集約し、役員等打合せ会等で検討を行い法人運営に適切に反映させる。
- ・【53-2】「マスコミとの懇談会」などを活用し多様な助言者と本学役員等との意見交換の機会を設け、本学に求められる役割や機能、課題を明確にし、法人運営に反映させる。

【54】多様な人材を確保し、教育研究の一層の向上と活性化を図るため、年俸制導入に関する計画（平成28年度目標値60名）を100%達成するとともに、新たな教員評価の実施、実績に基づく給与体系への転換、混合給与（クロスアポイントメント）制度の導入、若手教員の安定的なキャリアパスの構築など、教員の人事・給与システムの弾力化を進める。

- ・【54-1】前年度に行った試行結果を踏まえ、目標管理型から実績評価型へ転換した新たな教員評価制度を実施するとともに、年俸制（目標値60名達成済み）及びクロスアポイント制度（導入済み）を活用し、さらに事業計画や予算額等に応じた年俸額の決定を可能にするなど、教員の人事・給与システムの一層の弾力化を進める。

【55】全学的に女性教員の割合を高め、平成32年度までに女性教員比率を17%以上に引き上げ、それを維持する。併せて、意思決定過程への女性の参画を推進するため、女性管理職比率を引き上げる。

- ・【55-1】「多様な教職員の確保に係る人事方針」及び「男女共同参画の加速のための山梨大学学長行動宣言」に沿って、女性教員採用比率15%を目標に女性教員を積極的に採用する。

【56】40歳未満の若手教員の雇用に関する計画に基づき、平成33年度までに退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち、若手教員の比率を22%以上とする目標を達成する。

- ・【56-1】「多様な教職員の確保に係る人事方針」及び「若手育成と流動性確保による持続可能な教員人事システムに向けた今後の教員人事方針」に沿って、若手教員比率20%を目標に、承継教員の年齢構成の若年化を進めるとともに、卓越研究員等の各種補助金やテニュアトラック制度などを活用して、将来承継職員としての雇用を予定するポストへの若手教員の採用を積極的に行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【57】医・工・農に関わる様々な課題の解決に向けて取り組むことのできる高度専門職業人を養成するため、平成28年度に大学院修士課程を、平成30年度に博士課程を改組する。

- ・【57-1】平成30年度に新設予定の大学院医工農学総合教育部（博士課程）統合応用生命科学専攻の関係規則及び運営体制等について、平成30年1月までに整備するとともに、これらを通じて大学機能強化に関する検討を進める。

【58】教員養成分野では、実践型教員養成機能への質的転換を図ることを目的として、学部

においては、平成28年度から新課程（生涯学習課程）を廃止して教員養成に特化するとともに、地域の人口動態や教員採用需要等を踏まえ、教員養成機能の質の向上のための取組を強化する中で、定員規模を含めた組織の見直しの方向性を第3期中期目標期間末までに定める。また、大学院においては、現職教員の受入拡大や実務家教員の確保など、教職大学院を軸とした改革に取り組む。

- ・【58-1】教育学部における教員養成機能の質の向上を図るため、教育実習、教育ボランティア及び教職支援の充実に向けた具体の方策についての検討を継続する。
- ・【58-2】大学院教育学研究科の組織改編を行うために、大学院生、大学院修了生、連携協力校、地域のニーズ等、必要な調査を継続的に実施する。さらに、締結した「山梨県教育委員会と山梨大学教育学部との連携協力に関する覚書」をもとに、質の高い教員育成を目指して、山梨県教育委員会、山梨県総合教育センター等との協議を加速させる。

【59】地域志向型教育により、地域資源の保全・保護と景観形成、地域資源の観光への活用等に関する知識と実践力を身につけた人材を養成するため、平成28年度から生命環境学部新たに観光政策科学特別コースを設けるとともに、既存のワイン科学特別コースの入学定員を拡充するなど、社会的要請を踏まえた組織改革を進める。

- ・【59-1】生命環境学部の観光政策科学特別コース及びワイン科学特別コースの教育内容の充実を図るため、入試結果や履行状況の検証結果を踏まえた必要な措置等について、検討を進める。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【60】業務運営の効率化と質の向上に取り組み、柔軟な組織編成、適正な職員の人員配置及び業務の外部委託を推進するとともに、業務運営の情報システム化をさらに進める。

- ・【60-1】スクラップアンドビルドを原則に大学としての重点分野に戦略的に人員配置等を進めるため、前年度に調査した各部署における「業務の見直し及び外部委託について」の取組及び検討状況をもとに、総務担当理事のもとで分析・検討を行い、改善事項等を整理し、全学的に既存業務の見直しや外部委託（派遣の活用を含む。）を推進する。
- ・【60-2】情報システムによる効率的・合理的な業務運用をさらに進めるため、第3期中期目標期間中に保証期間を終了する現行の財務会計及び人事・給与システムに代わり、統合型業務パッケージの平成32年1月導入に向け、具体的な検討を開始する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄付金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【61】科学研究費補助金や競争的資金等の外部研究資金、寄附金の獲得に向けURA（2名）を4名に増員するなど、学内の支援組織を整備する。

- ・【61-1】URA室において、平成29年4月にURAを1名増員して4名体制とし、研究者の研究活動以外の業務負担を軽減する。また、URAを活用し、科学研究費補助金や競争的資金等の外部研究資金獲得に向け、情報収集や申請書の作成支援等を行う。

【62】各省庁等の競争的資金、寄附金、その他の自己収入を増加させるため、重点的な資源配分に向けた継続的な財務分析の実施、学内プロジェクト経費による研究費の支援等、戦略的な取組を推進する。

- ・【62-1】各省庁等の競争的資金の獲得につなげるため、「萌芽的融合研究プロジェクト」等の学内研究プロジェクト経費による研究費の支援を行う。また、「大村智記念基金」の募金活動を引き続き行うとともに、「教育研究支援基金」においては経済的困窮学生を対象とした修学支援事業を追加し、所得税の税額控除制度を活用しながら募金活動を行うなど受け

入れの拡充を図る。

【63】 国立大学病院管理会計システム（HOMAS 2）等の各種分析ツールを活用し、その結果得られた課題等については、病院執行部を中心に速やかに解決することで、効率的で安定した病院収入を確保する。

- ・【63-1】 HOMAS 2の分析結果をもとに、入院期間の適正化(DPC入院期間Ⅱにおける退院率向上)を図り、効率的で安定した病院収入を確保する。また、施設基準の「特定集中治療室管理料」の上位加算取得及び「医師事務作業補助体制加算」の新規取得を行い、増収を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【64】 社会的要因を踏まえた適切な分析を行うことにより、契約方法の見直し、情報化の推進、省エネ等に対する方針を策定して関係者に確実に周知、啓発を行い、経費抑制を推進する。

- ・【64-1】 委託契約に係る契約方法や仕様内容の見直しを行うなど、経費抑制に向けた取り組みを推進する。また、学内電子掲示板を活用し省エネ対策などの情報の発信を行い、教職員の意識改革を促すとともに、財務データを活用した経年比較等の分析を通じ、経費の抑制を推進する。

【65】 各種機器（特に医療機器）の使用状況を一層的確に把握するとともに、点検・保守、修理及び更新にかかる費用の比較検討を行い、計画的・効率的に機器を整備する。

- ・【65-1】 各種機器の計画的、効率的な運用方法を確立するため、前年度作成した一元管理可能な医療機器リストをもとに使用状況の把握と、機器の抽出作業を行う。

【66】 キャンパスマスタープランに沿って、空調機等に高効率機器を積極的に導入するとともに、建物共通部分（廊下、階段等）の照明のLED化やセンサー化を推進する。

- ・【66-1】 建物の整備にあたり、引き続き高断熱化・高効率機器の導入を積極的に進めるほか、計画的に建物共通部分(廊下、階段等)の照明のLED化やセンサー化等を推進し、エネルギーの削減を進める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【67】 土地、建物、設備等の現状調査や分析など、保有資産の不断の見直しを行いつつ、その結果をもとに効率的・効果的な活用を推進する。

- ・【67-1】 前年度に引き続き、保有する資産の老朽化等の現状調査をキャンパスパトロール時に行い、調査結果をもとに施設マネジメント委員会において効果的な活用策を検討し、学内に公表する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【68】 IR機能の強化による大学情報の的確な分析に基づき、毎年度の自己点検・評価を実施するとともに、第三者評価を定期的実施し、それらの評価結果を踏まえた改善やそのフォローアップに取り組む。

- ・【68-1】 IR室において学内の各種データの収集・整理・分析を進めるとともに、分析結果に関して学内イントラを通じた情報発信を継続して行う。また、IR情報を自己点検・評価に反映させる仕組みを構築する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【69】 ホームページや広報誌等の多様な媒体を通じて、引き続き、本学の教育研究等活動の成果や運営状況に係る情報を社会に分かりやすい内容・形で国内外に積極的に発信するとともに、ホームページの閲覧状況に関する調査等により、情報発信の内容や方法等を毎年度継続的に検証し改善する。

- ・【69-1】 大学本部と各学域等の広報担当者との連携を密にし、教育・研究の成果やイベント、学生の活動などステークホルダーに合わせた多様な情報を積極的に発信するとともに、Webサイト調査（閲覧数、ログ解析、ユーザビリティなど）を引き続き実施する。
- ・【69-2】 学長補佐会を中心に本学の広報戦略（ブランドデザイン）の検討を進め、大学広報及び入試広報の在り方や情報発信の方法等の改善を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【70】 文部科学省の第4次国立大学法人等施設整備5か年計画を踏まえ、キャンパスマスタープランを見直し、本学の教育研究における新たな課題への対応等のための施設マネジメントを学長のリーダーシップの下に戦略的に推進する。

- ・【70-1】 施設マネジメント委員会を中心にキャンパスマスタープランの充実を図るとともに、施設マネジメントを継続的に実施するため、「施設の現状と課題2017」を策定し、学内に周知する。

【71】 既存施設の現状把握をもとに緊急性・必要性・老朽度を考慮したインフラ長寿命化計画を策定し、それに基づき整備を行う。また、引き続き附属病院再開発整備を計画的に推進する。

- ・【71-1】 インフラ長寿命化小委員会を中心に、前年度策定したインフラ長寿命化計画に定める行動計画を踏まえ、平成32年度までに求められている個別施設計画の策定に着手する。
- ・【71-2】 附属病院再開発整備事業のうち、基幹整備事業を完成させるとともに、病棟Ⅱ新営事業の設計業務を完了させる。

【72】 本学の機能強化の方向性を考慮し、アクティブラーニング等多様な教育方法が実践できる学修環境や最先端の融合研究等の拠点となる研究環境を国の財政措置の状況を踏まえ整備する。

- ・【72-1】 多様な教育方法が実践できる学修環境、及び最先端の融合研究等の拠点となる研究環境の整備を推進するため、施設整備年次計画（短期整備計画）の見直しを施設マネジメント委員会で行う。

【73】 本学の強みと特色を発揮するための教育研究スペースの確保に向けて、トップマネジメントとして全学的観点から引き続き施設利用実態調査を継続的に実施し、スペースを最大限に有効活用する。

- ・【73-1】 前年度に策定した施設利用実態調査計画書に基づき、甲府西キャンパスの施設利用実態調査を実施し、その評価を踏まえて再配分を行うなど、スペースの有効活用を進める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【74】 多様な学生の活動を支援するため、キャンパスマスタープランに基づき、引き続きバリアフリー化を積極的に推進する。

- ・【74-1】キャンパスマスタープラン（中長期修繕計画）に基づき、医学部キャンパスを中心に各建物入口の段差解消など、引き続きバリアフリー化を進める。

【75】教職員及び学生の事故の未然防止と緊急時の適切な対応を図るため、引き続き広く安全管理体制を強化するとともに、教職員及び学生に対する安全教育を徹底する。

- ・【75-1】学内LAN等を活用して教職員及び学生に対し危機管理基本マニュアル及び安否確認システムを周知し、防災訓練並びに安否確認システムの運用テストを実施すること等を通じて教職員及び学生の安全管理意識を高めるとともに、危機管理基本マニュアルを随時見直して体制を強化する。
- ・【75-2】実験室等の毒物・劇物の管理を含め安全状況確認をキャンパスパトロール時に毒物及び劇物等管理専門委員会で行うなど、安全管理の強化を図るとともに、平成28年度に改定した学生の危機管理マニュアルについて、ガイダンス等により学生に周知し、引き続き安全教育を徹底する。

【76】情報リテラシーの一層の向上と不断の改善を図るため、大学の全構成員に対する情報セキュリティ教育、研修、訓練、監査を強化する。また、日々巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、ネットワーク監視体制及び情報システムを強化する。

- ・【76-1】情報セキュリティに関する教育、研修会、講演会、訓練、監査を実施し、大学構成員のリテラシーの向上を図る。また、情報システムのセキュリティをさらに強化するため、学内においては、不正アクセス等の防止策及び監視を引き続き実施するとともに、「大学間連携に基づくサイバーセキュリティ体制の基盤構築事業」に参加する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

【77】本学が国立大学法人として社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に進めていくため、法令遵守（コンプライアンス）をさらに徹底する。特に、研究における不正行為や公的研究費の不正使用の防止のため、引き続き、倫理教育の強化及び組織としてのモニタリング体制等の整備に取り組む。さらに、内部統制のあり方について検証し、見直しを続けるとともに、監事監査や内部監査等の結果を本学の機能強化につなげる。

- ・【77-1】健全で適正な大学運営及び社会的信頼の維持に資するため、新たに役員等で構成するコンプライアンス委員会を設置し、横断的にコンプライアンスを推進する体制を強化する。
- ・【77-2】内部統制の観点から、引き続き規程類の整備状況とその実効性及び運用状況について所管部署に対する監査を実施する。監査に際してはリスクアセスメントの手法を取り入れ、リスク度に応じた対応を図っていく。また、監査結果については、改善状況及び業務への反映状況をフォローアップするとともに、役員等打合せ会等でその結果を報告することにより広く学内周知を図り、PDCAサイクルの機能改善を図る。
- ・【77-3】公正研究推進室主導のもと、研究における不正行為や公的研究費の不正使用防止のため、学内掲示板に専用ページを設け常時注意喚起を行うとともに、教職員に対する年2回以上の研修会実施等、啓発活動を行う。また、本学に在籍する研究者、研究支援者、学生に対し、eラーニング教材による研修等を通じ、研究倫理教育を徹底する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

2,440,879千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 該当事項なし

2. 重要な財産を担保に供する計画

- ・ 附属病院の施設・設備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、

- ・ 教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
(下河東)ライフライン再生(電気設備等)、 (医病)基幹・環境整備(支障切り回し)、 (医病)病棟Ⅱ、 小規模改修	総額 2,643	施設整備費補助金 (485)
		長期借入金 (2,122)
		(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (36)

(注1) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- (1) 人員の戦略的な配置を可能にするため、ポイント制への移行について検討を進める。
- (2) 年俸制の推進及び新たな教員評価制度の実施など、教員の人事・給与システムの弾力化を進める。
- (3) 多様な教員構成の実現を図るため、女性研究者及び若手研究者の積極的雇用を進める。
- (4) 事務の効率化・合理化によって戦略的な組織編成と人員配置を行う。

(参考1) 平成29年度の常勤職員数1,130人
また、任期付職員数の見込みを745人とする。

(参考2) 平成29年度の人件費総額見込み15,964百万円（退職手当は除く）。

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成29年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	9,311
施設整備費補助金	485
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	28
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	36
自己収入	21,621
授業料、入学金及び検定料収入	2,918
附属病院収入	18,226
財産処分収入	0
雑収入	477
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,973
引当金取崩	0
長期借入金収入	2,122
貸付回収金	0
目的積立金取崩	0
出資金	0
計	35,576
支出	
業務費	30,096
教育研究経費	10,925
診療経費	19,171
施設整備費	2,643
船舶建造費	0
補助金等	28
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,973
貸付金	0
長期借入金償還金	836
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	35,576

「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額478百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額7百万円

[人件費の見積り]

期間中総額15,964百万円を支出する(退職手当は除く)。

2. 収支計画

平成29年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	33,578
業務費	29,635
教育研究経費	2,094
診療経費	10,299
受託研究費等	664
役員人件費	110
教員人件費	7,564
職員人件費	8,904
一般管理費	225
財務費用	130
雑損	0
減価償却費	3,588
臨時損失	0
収益の部	
経常収益	33,608
運営費交付金収益	9,083
授業料収益	2,308
入学金収益	341
検定料収益	79
附属病院収益	18,226
受託研究等収益	1,514
補助金等収益	28
寄附金収益	637
施設費収益	0
財務収益	6
雑益	471
資産見返運営費交付金等戻入	340
資産見返補助金等戻入	453
資産見返寄附金戻入	120
資産見返物品受贈額戻入	2
臨時利益	0
純利益	30
目的積立金取崩益	0
総利益	30

損益が均衡しない理由

附属病院に関する借入金元金償還額と減価償却費の差額 △320百万円
 自己収入等により取得する資産額と減価償却費の差額等 350百万円

3. 資金計画

平成29年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	35,843
業務活動による支出	29,856
投資活動による支出	4,883
財務活動による支出	836
翌年度への繰越金	268
資金収入	35,843
業務活動による収入	32,846
運営費交付金による収入	9,311
授業料・入学金及び検定料による収入	2,918
附属病院収入	18,227
受託研究等収入	1,209
補助金等収入	28
寄附金収入	763
その他の収入	30
投資活動による収入	520
施設費による収入	520
その他の収入	0
財務活動による収入	2,122
前年度よりの繰越金	715

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

教育学部	学校教育課程	500人
		(うち教員養成に係る分野 500人)
	生涯学習課程	(H28募集停止) 40人
医学部	医学科	750人
		(うち医師養成に係る分野 750人)
	看護学科	260人
工学部	機械工学科	240人
	電気電子工学科	230人
	コンピュータ理工学科	230人
	情報メカトロニクス工学科	220人
	土木環境工学科	220人
	応用化学科	220人
	先端材料理工学科	140人
生命環境学部	生命工学科	140人
	地域食物科学科	134人
	環境科学科	120人
	地域社会システム学科	166人
教育学研究科	教育支援科学専攻	12人
		(うち修士課程 12人)
	教科教育専攻	44人
		(うち修士課程 44人)
	教育実践創成専攻	28人
		(うち専門職学位課程 28人)
医工農学総合教育部	生命医科学専攻	20人
		(うち修士課程 20人)
	看護学専攻	28人
		(うち修士課程 28人)
	工学専攻	362人
		(うち修士課程 362人)
	生命環境学専攻	90人
		(うち修士課程 90人)
	先進医療科学専攻	68人
		(うち博士課程 68人)
生体制御学専攻	40人	
	(うち博士課程 40人)	
	ヒューマンヘルスケア学専攻	12人
		(うち博士課程 12人)
	人間環境医工学専攻	48人
		(うち博士課程 48人)
	機能材料システム工学専攻	30人

		情報機能システム工学専攻	(うち博士課程)	30人
				27人
		環境社会創生工学専攻	(うち博士課程)	27人
				30人
			(うち博士課程)	30人
特別支援教育特別専攻科		障害児教育専攻		30人
附属幼稚園	105人	組数	4	
附属小学校	630人	学級数	18	
附属中学校	480人	学級数	12	
附属特別支援学校				
小学部	18人	学級数	3	
中学部	18人	学級数	3	
高等部	24人	学級数	3	